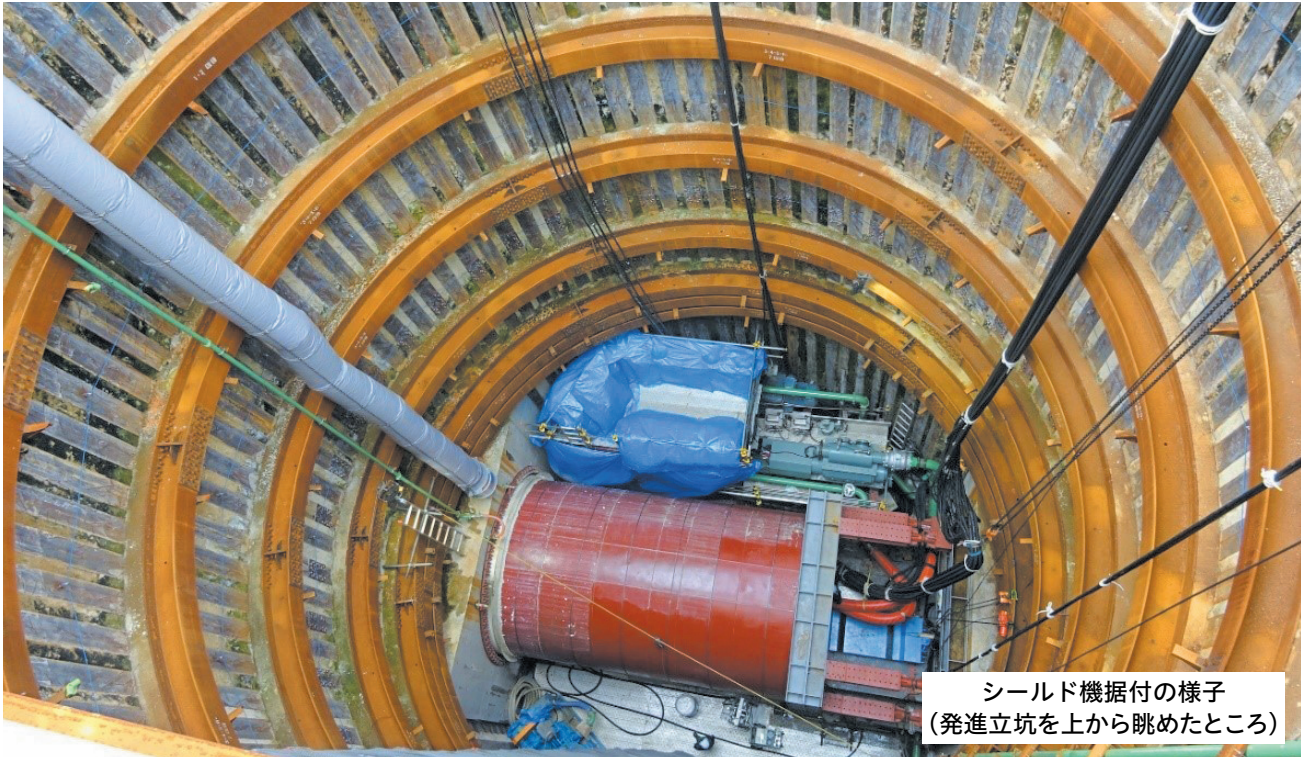


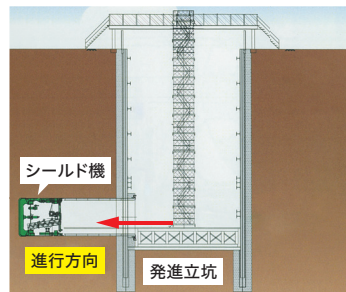
●令和5年5月1日発行 ●発行所/明治用水土地改良区 〒446-0065 愛知県安城市大東町22-16 ☎(0566)76-6241 ●責任者/杉浦正行
●ホームページ: <http://www.midorinet-meiji.jp/> ●E-mail: meijiyou sui@midorinet-meiji.jp



シールド機据付の様子
(発進立坑を上から眺めたところ)

明治本流水路のシールド工事が本格的に着工

現在施行中の国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」は、平成26年度に事業着手してから9年が経過し、水利施設の耐震化工事は順調に進んでいます。明治本流上流部においては、令和4年度から本格的にシールド機による掘削工事が始まりました。豊田市河合町から鴛鴨町までの約2.8km区間は、住宅等が水路付近まで隣接していることから、既設水路の取り壊しによる住宅等への影響を低減するため、明治本流の既設水路下に外径約4.0mのセグメント管を20m以上地下に敷設しています。



シールド工事イメージ図



シールド機全景写真

令和5年4月1日現在の受益面積及び組合員数

市別	安城市	豊田市	知立市	刈谷市	高浜市	碧南市	西尾市	岡崎市	その他	計
受益面積(ha)	3,038.7	268.1	339.5	605.0	165.3	252.1	145.3	493.6	—	5,307.6
組合員数(人)	6,113	704	944	1,679	593	578	647	1,237	444	12,939

令和5年度を迎えて



明治用水土地改良区 理事長 杉浦正行

さわやかな風が吹きわたり五月晴れに早苗がなびく季節となりました。組合員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は、本土地改良区の運営並びに事業の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

昨年度を振り返りますと、一年を通じて新型コロナウイルス感染症との戦いとなりましたが、一方では行動制限が緩和されたことにより、本土地改良区の行事なども行われ始め、少しずつ従来の活動が戻りつつありご同慶にたえない次第であります。

また、世界情勢を見ますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻などによる資材価格の高騰により生産性が懸念される所ですが、政府は農業経営に及ぼす影響を緩和する施策を講じておりますので今後とも注視し、組合員の皆様安心して農業経営ができますよう努めてまいります。

昨年の5月17日に発生しました、明治用水頭首工での漏水事故では、取水停止という未曾有の事態となり、当初は確保できる水量が不足し、大変厳しい配水となりましたが、組合員の皆様には状況をご理解していただいた結果、「例年並みの収量の確保と品質を保持している」との報告をお聞きしております。一方で、「田植えを取り止めた」、「果樹の生育不良」などの状況もあり、特異であった方々に対しましてお詫び申し上げる次第でございます。結果的には、農家の皆様のご苦勞と行政機関の迅速な対応やご配慮により、大規模漏水の影響は最小限にとどまり、ご尽力いただいた皆様に深く感謝を申し上げます。今後は頭首工施設の恒久的な対策を早急に講じ、このような事故が二度と起こらないよう、地域農業を代表する本土地改良区の役員や農業団体の方々と連携し要請してまいりたいと思っております。

さて、「日本デンマーク」と称されるこの地域では、昭和35年頃から更なる農業生産力向上のため、農地の基盤整備事業が行われました。一方、高度成長期の市街地化の進展に対しては都市計画法により、市街化区域と市街化調整区域の区分が定められ、更には農業振興を図るため土地改良事業がなされた生産性の高い農地を確保するため農業振興地域を指定し都市化との調和が図られてきました。しかし、近年では造設された幹線道路沿いでの大規模な転用が進展し、この30年間で1,600haを超える受益面積が減少し土地改良事業の遂行が危ぶまれる事態と危惧しております。今後の土地改良施設の適正な管理、担い手による安定的な農業生産を維持するため、優良農地の転用規制を強化するなど、都市化との共存を強く求めてまいります。

本年度の管内事業につきましては、引き続き、国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」、県営では水利施設等保全高度化事業「明治用水西井筋地区」を始め6事業6地区を実施しますが、中井筋地区の排水対策事業につきましては本年度完了予定で、流域の湛水被害の緩和が図られることとなり、これからも地域に貢献しながら農業用水の安定供給に努めてまいります。

終わりに、本土地改良区の運営並びに諸事業につきましては、関係機関との連携を図りながら役職員一層の鋭意努力してまいりますので、組合員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の近況報告

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 所長 井川範彦



杉浦理事長様を始め明治用水土地改良区の皆様方におかれましては時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の推進にひとかたならぬ御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の5月に発生しました明治用水頭首工の漏水事故対応ですが、原因究明調査や本復旧工事に向けた調査・設計と並行しながら、昨年10月には一部復旧工事にも着手しました。復旧工事の主要工種である下流エプロンの取壊しにおいては、日本に数台しかない超大型圧砕機（350ton級）を使用するなど、工事の効率化に取り組みながら作業を行っています。関係機関や周辺住民の方々の御協力を得ながら1日でも早く復旧できるよう職員一丸となって鋭意取り組んでいます。本頭首工の復旧が完了するまでは、用水管理等で御不便や御心配をおかけすることになるかと思いますが、皆様方の御理解・御協力を引き続きお願いいたたく、この場をお借りしましてお願い申し上げます。

また、本来の事業目的である耐震化対策ですが、令和4年度の明治用水に係る工事は、1月時点で、明治用水本流上流部では、既設水路の下部に管水路を設置するためのシールド工事のほか、上郷地区で耐震化対策工事を2件、下流部では、耐震化対策に伴う接続水路工事2件、また、西井筋では液状化対策工事1件と、6件の工事を実施しており、令和5年度では新たに4件の工事を発注し、水路の耐震化対策を順次進めていく予定です。

現在実施中の工事及び今後の工事を進めていくに際し、特に工事現場周辺の皆様方には御不便や御迷惑をおかけしている、或いはおかけすることになるかと思っておりますが、安定した営農と地域農業の発展のため、しっかりと工事を進めてまいりますので、何卒御理解と御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

最後に、明治用水土地改良区の皆様方の益々の御健勝並びに御多幸を祈念申し上げます。

超大型圧砕機による頭首工復旧工事状況



シールド工事状況



本流工事状況



令和4年度総代会のご報告

臨時総代会

令和4年10月13日(木)午前9時30分より明治水会館において、令和4年度臨時総代会を開催しました。
 総代47名(現員数90名)の出席のもと、4議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。
 (書面議決34名、欠席9名)

- 第1号議案 令和4年度明治水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 第2号議案 令和4年度明治水土地改良区一般会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 第3号議案 令和3年度明治水土地改良区事業報告書の承認について
- 第4号議案 令和3年度明治水土地改良区収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認について

通常総代会

令和5年3月9日(木)午前9時30分より明治水会館において、令和4年度通常総代会を開催しました。
 総代58名(現員数89名)の出席のもと、13議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。
 (書面議決24名、欠席7名)

- 第1号議案 令和4年度明治水土地改良区一般会計収支補正予算(第2次)について
 - 第2号議案 令和4年度明治水土地改良区中井筋小水力発電事業特別会計収支補正予算について
 - 第3号議案 令和4年度明治水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支補正予算(第2次)について
 - 第4号議案 令和5年度明治水土地改良区一般会計収支予算について
 - 第5号議案 令和5年度明治水土地改良区中井筋小水力発電事業特別会計収支予算について
 - 第6号議案 令和5年度明治水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支予算について
 - 第7号議案 令和5年度賦課金の賦課及び徴収について
 - 第8号議案 令和5年度加入金の賦課及び徴収について
 - 第9号議案 令和5年度決済金について
 - 第10号議案 令和5年度役員等の報酬等について
 - 第11号議案 明治水土地改良区造林事業5か年計画について
 - 第12号議案 国営土地改良事業「矢作川沿岸地区」全体実施設計の施行について
 - 第13号議案 新規団体営事業永井田地区の施行について
- 報告1号 明治水頭首工漏水事故対応及び令和5年度の取水について



明治水功労者を表彰

長年にわたり、明治水土地改良区の事業推進にご尽力いただきました方々に、愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状、理事長表彰状が贈られました。
 受賞されました皆様方のご功績に、心から感謝申し上げます。
 受賞者は、次の方々です。(年数は、役員・総代などの在職年数)

明治水土地改良区理事長表彰(総代)

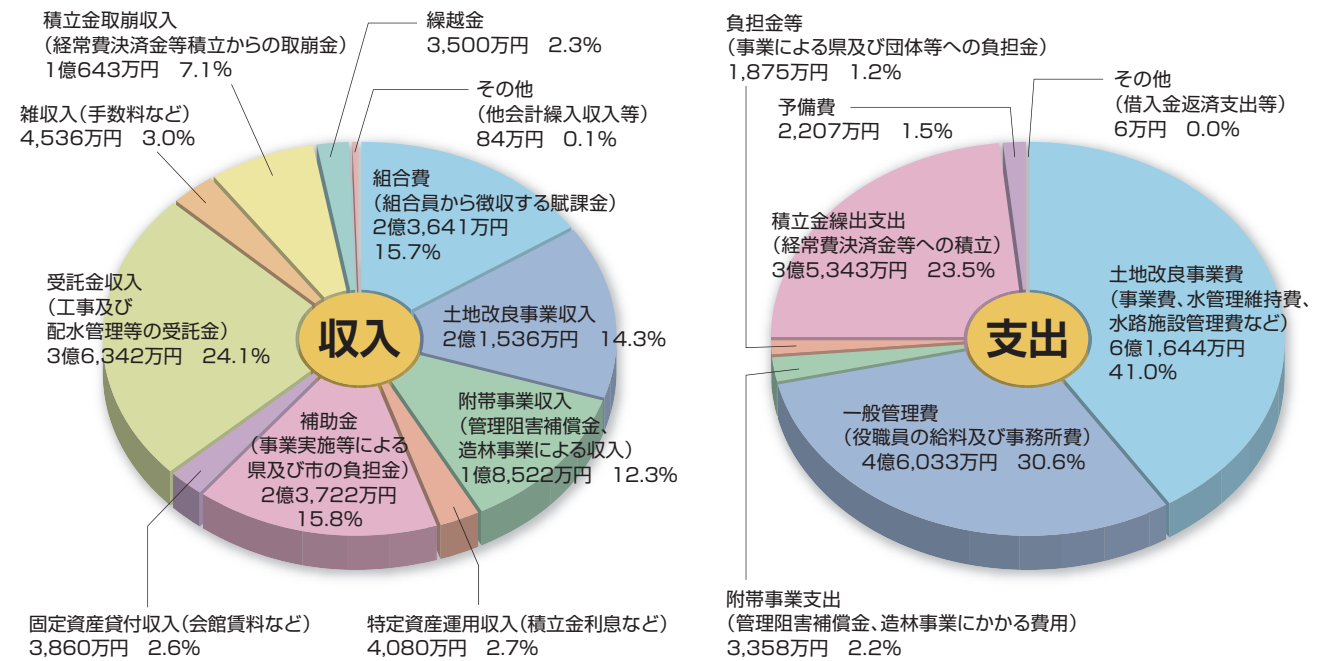
- | | | | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| ●神谷良二 様 (12年) | 安城市尾崎町 | ●鳥居 保 様 (12年) | 安城市花ノ木町 |
| ●杉浦正治 様 (12年) | 安城市安城町 | ●杉浦照久 様 (12年) | 西尾市南中根町 |
| ●江川好雄 様 (12年) | 安城市高棚町 | ●加藤公清 様 (12年) | 知立市山屋敷町 |
| ●神谷 修 様 (14年) | 安城市新田町 | ●加藤倫教 様 (12年) | 刈谷市小山町 |
| ●大橋和美 様 (12年) | 豊田市福受町 | ●神谷幹秀 様 (12年) | 安城市安城町 |
| ●石川元彦 様 (12年) | 安城市井杭山町 | ●榎原賛治 様 (12年) | 西尾市小間町 |

明治水土地改良区理事長表彰(職員) (年数は勤務年数)

- 岡田貴司 様 (25年3月)
- 神谷将太郎 様 (15年)

令和5年度予算 総額15億4,776万円

一般会計:15億466万円



特別会計:総額4,310万円

中井筋小水力発電事業特別会計 553万円 パイプライン修繕事業特別会計 3,757万円

令和5年度の組合費

1,000㎡当たり単位:円

賦課区分	地区及び種別		経常費賦課金	特別賦課金	
				県営事業 矢作中部地区	単県事業
地積割 (1,000㎡当り)	矢作川用水	第1種地	4,300	分担金-補助金	(事業費-補助金)×0.9~0.05
		第1種地	4,300		
		第2種地	3,913		
	明治用水	第3種地	3,569	受益地面積	受益地面積
組合員割	全地区1組合員		700	-	
賦課期日			令和5年4月1日	令和5年4月1日	
徴収期日			令和5年5月31日	理事長が定めた日	
徴収方法			直接及び委任徴収	直接及び委任徴収	

令和5年度の決済金

1,000㎡当たり単位:円

地区	種別	決済金額
矢作川用水	第1種地	426,062
	第2種地	387,716
明治用水	第1種地	426,062
	第3種地	353,631

明治用水土地改良区 女性部

令和2年度に発足した第6期明治用水土地改良区女性部の活動も3年が経過しました。

新型コロナウイルスの蔓延による活動の制限がありましたが、感染防止対策を徹底し活動を行いました。

● 通常総会

(令和4年4月11日)

令和3年度事業報告、収支決算報告書、令和4年度事業計画、収支予算について審議しました。

● 水源かん養林の視察

(令和4年10月27日)

矢作川の水源である根羽造林地を訪れ林道を見学し、岩村の城下町を散策しました。



● 土地改良施設視察

(令和5年1月23日)

犬山頭首工と新濃尾農地防災事業所の小水力発電施設建設工事現場を視察しました。



明治用水土地改良区 青壮年部

令和4年度の青壮年部は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により活動制限を受けながらも、通常総会、『ふれあい田んぼアート2022』田植え参加、技術向上研修会を実施しました。総会や研修会の後には将来の土地改良事業の在り方など活発な意見交換が行われました。

青壮年部メンバー募集

青壮年部では会員を募集しています。

(以下の①～③のいずれにも該当する人)

- ①20歳～40歳代の青壮年の人
- ②明治用水の組合員または組合員の紹介者
- ③明治用水の事業や活動(土地改良事業、水源かん養林、地域活動)、施設などに興味があり、理解や勉強をしたい人

応募される方は、
明治用水土地改良区 総務課までご連絡ください。

個人情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第5項第3号の規程に基づき、下記のとおり共同利用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。
なお、当該共同利用を行ってほしくない場合は、本土地改良区までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

(1) 国、都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合等との共同利用

- ①共同利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
- ②共同利用する者の範囲
農林水産省、愛知県、関係する土地改良事業団体連合会、本土地改良区の受益地に関係する各市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び土地改良区連合
- ③共同利用する者の利用目的
本土地改良区の関係する国営事業、県営事業、その他の地域農業振興のため
- ④当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

(2) 農地中間管理機構との共同利用

- ①共同利用する個人データの項目
組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、賃借地及び賦課金徴収に関する事項
- ②共同利用する者の範囲
愛知県農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条に規定する市町村及び農業委員会)
- ③共同利用する者の利用目的
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため
- ④当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

組合費の納入は口座振替が便利です

下記の金融機関から口座振替ができます。口座振替手数料は土地改良区が負担します。

- 取扱金融機関
- ◎愛知県内の各農協
 - ◎三菱UFJ銀行
 - ◎碧海信用金庫
 - ◎西尾信用金庫
 - ◎岡崎信用金庫
 - ◎豊田信用金庫
 - ◎ゆうちょ銀行

※本年度口座振替依頼書を提出していただいた場合、来年度の口座振替から対象となります。

金融機関で振り込まれる方へ

- 納期限(令和5年5月31日)を過ぎますと延滞金が賦課されますので、速やかに納入をお願いします。
- 振込手数料が必要な金融機関があります。(ゆうちょ銀行等)
- 窓口へ振込用紙へ記入が必要な金融機関があります。



このような時は必ず届出や申請をお願いします!!

公的機関(市、農業委員会、法務局)や農協等で手続きを行っても、土地改良区への届出や申請がなければ、土地原簿及び組合員名簿は変更されず、**従来のまま組合費が賦課**されますので、ご注意をお願いします。また、地区除外申請は意見書等の交付時に、**決済金**を納付していただく必要があります。

①「組合員異動届」

- (1) 組合員の方が死亡(相続)されたとき
- (2) 組合員の方が住所などを変更したとき
- (3) 農地を売買・交換、または賃借を変更したとき
- (4) 経営移譲したとき

②「農地転用等の通知書」(地区除外申請)

- (1) 農地転用(宅地、駐車場等)するとき
- (2) 公共事業用地(道路、河川用地等)で買収されるとき
- (3) 水田を畑にするなど用水を使用しなくなるとき



決済金とは

農地転用などにより地区除外をする場合は、土地改良法(第42条第2項)により決済が義務づけられています。事業(維持管理を含む)に参加している受益地が、途中で止めてしまうことにより、残りの受益地への負担が過重とならないように、一括して支払っていただく金額です。(金額は5ページを参照してください)

※様式は、明治用水ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

《農地転用決済金は譲渡費用と認められる場合があります》

土地を売却された際に土地改良区へ納付した決済金は、一定の要件を満たせば譲渡費用として認められる場合があります。詳細については税務署に確認をお願いします。

問い合わせ先 ☎(0566)76-4920 担当/財務課

国営事業

総合農地防災事業

地区名	全 体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
矢総二期	59,186,000	1式	20,878,000	1式	35.3	2,452,000	1式	H26~R11

県営事業

農業用水再編対策事業

地区名	全 体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)	事業量(m)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
中井筋	5,148,000	4,363	5,112,881	3,989	99.3	13,000	1式	H12~R5

地域用水環境整備事業

地区名	全 体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
中井筋2期	908,000	1式	639,696	1式	70.5	50,000	1式	H25~R7

水利施設等保全高度化事業

地区名	全 体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)	事業量(m)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(m)	
明治用水西井筋	4,389,000	5,507	420,998	347	9.6	305,500	200	R1~R10

経営体育成基盤整備事業

地区名	全 体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(ha)	
矢作中部	1,073,000	114.8	891,644	111.3	83.1	71,300	2.9	H29~R5

排水施設保全対策事業

地区名	全 体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
安城鹿乗	587,000	1式	543,633	1式	92.6	41,000	1式	R1~R5

防災水利整備事業

地区名	全 体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
鹿乗2期	187,000	1式	10,000	1式	5.3	15,000	1式	R4~R8

改良区事業

令和4年度は、団体営事業、適正化事業、単県事業、国営事業、受託事業計25地区の事業と井筋・小幹流の維持管理業務を行いました。

団体営事業



東高根地区：東高根用水改良工事

適正化事業



木戸地区：ポンプオーバーホール工事

単県事業



熊野地区：熊野1号用水改良工事

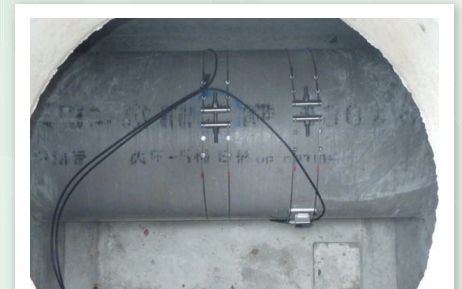


東牧内地区：東牧内支川改良工事

国営造成施設管理体制整備促進事業



東高根地区(流量計設置)/遠方監視整備工事(遠景)



東高根地区(流量計設置)/遠方監視整備工事(近景)

受託事業



東井筋地区：東井筋布設替工事



柳原1号地区：柳原1号用水付替工事

「水のかんきょう学習館」の活動

明治用水会館に隣接する「水のかんきょう学習館」は、大池公園敷地内に平成23年5月1日にオープンし、今年で13年目を迎えました。学習館では年間を通して様々な学習プログラムや体験プログラムを開催しています。令和4年度は、“水のかんきょう楽校”を6団体に、体験プログラムを8回実施し、明治用水の**水 農 食 環境**の学習の機会を提供しました。

水のかんきょう楽校

管内の小学生を対象に、「明治用水」開削の歴史的経緯やパイプラインなどの農業用水施設、明治用水の水を生み出している水源かん養林のはたらきについて考え、楽しく学びました。

刈谷市立東刈谷小学校
[令和4年7月6日]



安城市立二本木小学校
[令和4年11月4日]



知立市立知立南小学校
[令和4年11月18日]



体験プログラム

“水”“農”“食”“環境”をテーマに、明治用水の未来について考え、楽しく学びます。

豆腐を作ろう！
[令和4年5月28日]



ネイチャークラフト
[令和4年8月3日]



古代米でインテリア
[令和4年11月26日]



いろどり寄せ植え
[令和4年12月8日]



令和5年度の予定

5/27(土) 水の駅① 田植え	6/10(土) 豆腐作り体験	7/26(水) ネイチャークラフト
8/18(金) ぬか漬け体験	9/9(土) 陶芸体験	10/14(土) 水の駅② 稲刈り
11/11(土) 味噌づくり体験	12/7(木) いろどり寄せ植え	1/13(土) 水の駅③ 感謝祭
2/17(土) おこしもの作り	3/2(土) 鬼瓦づくり体験	

水のかんきょう楽校(通年)、体験プログラム(月1回)は今年度も開催します。詳細は、水のかんきょう学習館へお問い合わせください。また、明治用水ホームページにも掲載されています。

※場合により中止させていただくことがありますので、開催状況をホームページでご確認ください。

問い合わせ先 ☎(0566)76-6560 担当/総務課地域活動係(水のかんきょう学習館)

令和5年度配水計画

明治用水土地改良区における農業用水の利用については、水利権の範囲内で明治用水土地改良区利水調整規程で定める配水計画に基づき、適正に利用することとなっています。令和5年度の配水計画に基づく取水は以下のとおりです。

1. 明治用水地区

期間	夏期通水4/1~4/14	夏期通水4/15~9/30	冬期通水10/1~3/31
最大取水量	3m ³ /s	30m ³ /s	3m ³ /s

※明治用水地区の本格通水は4月15日から9月30日までです。それ以外の期間の最大取水量は3m³/sで、取水量が制限されます。最大取水量を超過して水を使用すると、今までどおりに水が使えなくなるおそれがあります。必ずルールに則った水利用を行ってください。なお、冬期に代かき等で、広範囲に水を使用する場合は、必ず用水課へご連絡をお願いします。

2. 矢作川用水(鹿乗)地区

期間	かんがい期4/1~9/30	非かんがい期10/1~3/31
基準配水量	0~2.85m ³ /s※	配水できません

※使用できる水の量は季節や時期により異なります。

※鹿乗地区の本格通水は4月21日からです。鹿乗地区で使える水の量は、矢作川沿岸土地改良区連合により、水利権の範囲内で関係7土地改良区ごとに基準配水量が定められています。水の利用方法を誤ると水利権の取り消しにつながるおそれがあります。必ずルールに則った通水管理を行い、限られた水の有効利用にご協力をお願いします。

冬期の水使用

①届出について

明治用水地区で、冬期に農業用水を使用する方には届出をお願いしています。ただし、開水路、鹿乗地区は使用できません。届出をいただいた方には、工事や漏水事故などで長期間断水する場合に直接ご連絡を差し上げます。届出については用水課へお問い合わせください。

また、冬期はパイプラインの保守や施設の改良工事、突発的な漏水事故などにより断水が予想されます。施設作物や園芸などで日常的に農業用水を使用する方は、必ず補助水源(井戸水など)を確保し、長期間の断水の備えをお願いします。なお、断水による作物補償はできませんのであらかじめご了承ください。

②冬期代かきについて

水稻の乾田直播栽培が増えていますが、冬期の水使用には限りがあります。管内で一斉に取水されると急激な水位変動により、パイプラインの破損の原因となります。冬期代かきをする場合は、必ず用水課までご連絡をお願いします。ご連絡をいただけないまま取水されると、漏水事故を懸念し送水を停止する場合がありますのでご了承ください。

また、パイプラインの保守や施設の改良工事は冬期に長期間断水して行います。冬期代かきを予定している地区は、11月末までに用水課までご連絡をお願いします。

初期通水時の注意事項

転作などにより給水を行わない地域のほ場は、パイプライン内部に土砂やシジミなどの貝類が詰まり、水の出が悪くなる事例が多く報告されています。このような時は、給水栓を大きく開け土砂等を排除する操作を行ってください。なお、この操作を行っても水の出が悪い場合は地元総代に連絡し排泥弁の操作を依頼してください。

給水栓は個人の財産

田用給水栓(写真①)や畑用給水栓(写真②)は、道路等に埋設されている農業用水管から分岐して、田や畑等に水を引き込むための給水設備です。立ち上がりから上の設備はすべて個人の財産です。水が止まらない・破損したなどで修繕を行う場合の修繕費は、原則**個人負担になります**のでご了承ください。また、トラクターやコンバインなどの農作業機械による給水設備の破損が多く発生しております。直接給水設備に当たらない場合でも、コンクリート柵を押すことで管が破損することもありますので十分注意して作業を行ってください。

なお、給水設備の修繕等を行う場合は、**必ず地元総代に連絡し制水弁の操作を依頼してください。**



田用給水栓 (写真①)



畑用給水栓 (写真②)

代かき作業の『濁り水』

代かきによる『濁り水』が発生しています。環境にやさしいお米作りのため、浅水、止水板などを利用して『濁り水』の流出防止に努めましょう。代かきを行うときは以下の項目に注意しましょう。

【注意事項】

- ①代かき水の流出防止のため、ほ場への入水前に畦や排水口周辺を点検し、必要に応じて補修を行いましょう。
※点検のポイント
(1) 畦が崩れていたり、穴などがあれば補修または畦塗りをを行う。
(2) 止水板を閉めたときに隙間を生じさせない。
- ②代かきは、浅水状態(土面が見える程度)で行いましょう。
- ③代かき時は止水板を高くし、トラクターの走行作業で水が排水口から流れ出ないようにしましょう。
- ④田植えの3日以上前に代かきを行い、代かき作業後は落水しないようにしましょう。
- ⑤①から④に加え、濁り水防止用の凝集剤(塩化カリ、20kg/10a)の代かき前日散布もしくは代かき同時散布の実施に努めましょう。

(参考) 油ヶ淵の濁水防止対策のための代かき実施時に遵守すべき基準

愛知県ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/shirokaki-kijun.html>



問い合わせ先 ☎(0566)76-4923 担当 / 用水課

断水のお知らせ

明治用水頭首工の耐震化工事に続き、令和元年度より明治本流の工事を行っております。**事業完了の令和11年度(予定)までは、関係水路を冬期に長期間・広範囲で断水します。本年度は、明治本流(開水路)から分水している各用水の断水を予定しています。**断水期間は最小限で計画しますが、工事の進捗によっては水量の制限や水圧を下げて水管理を行うため、**場所によっては水が出にくい**ことが想定されます。

また、明治用水では冬期に水路施設の維持補修や改修工事を行っておりますので、パイプライン地区ではやむなく断水することとなります。**本年度は西井筋、東高根用水、大原用水、永井田用水、本田用水等で断水を予定しています。**

詳細については関係総代及び冬期配水届出者の方々にご連絡いたしますが、冬期の水使用をしている方にはご迷惑をおかけすることとなります。ご理解とご協力をお願いします。

パイプライン**漏水時**にも修繕工事完了まで断水することとなります。漏水事故は突然発生しますので、施設園芸(ハウス)等、日常的に水を必要とされる方は、**必ず補助水源を確保**していただきますよう重ねてお願いします。

【水路境界の確認について】

本土地改良区の管理する井筋、小幹流に隣接している土地の売買または造成、建物などを建築しようとする方は、あらかじめ本土地改良区及び関係者の立ち会いの上、境界を確認してから実施してください。



問い合わせ先 ☎(0566)76-4921 担当 / 工務課

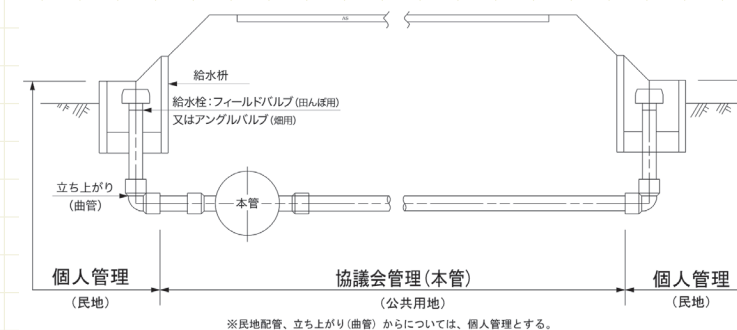
明治用水パイプライン協議会からのお知らせ

昭和54年の協議会発足から40年以上が経過し、パイプラインの老朽化により、近年漏水事故が多発しております。

修繕工事は協議会(本土地改良区に事務局)にて施工しておりますが、近年の資材等の物価上昇もあり修繕工事費が増嵩しており、協議会の運営が圧迫されています。

協議会の運営については加入金からの利息と関係市からの負担金で賄われており、現状のままでは近い将来に運営が困難となります。事務局としては、修繕工事費の捻出については関係市と現在協議中ですが、総代・組合員の皆様方につきましても、地元でバルブ操作の際に急激な通断水を控えて用水管の保全に努めていただいたり、協議会への要望の中でも緊急性のない軽微な修繕などは先送りさせていただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、修繕工事については漏水状況等により復旧に時間がかかる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。



明治用水パイプライン協議会管理区分図

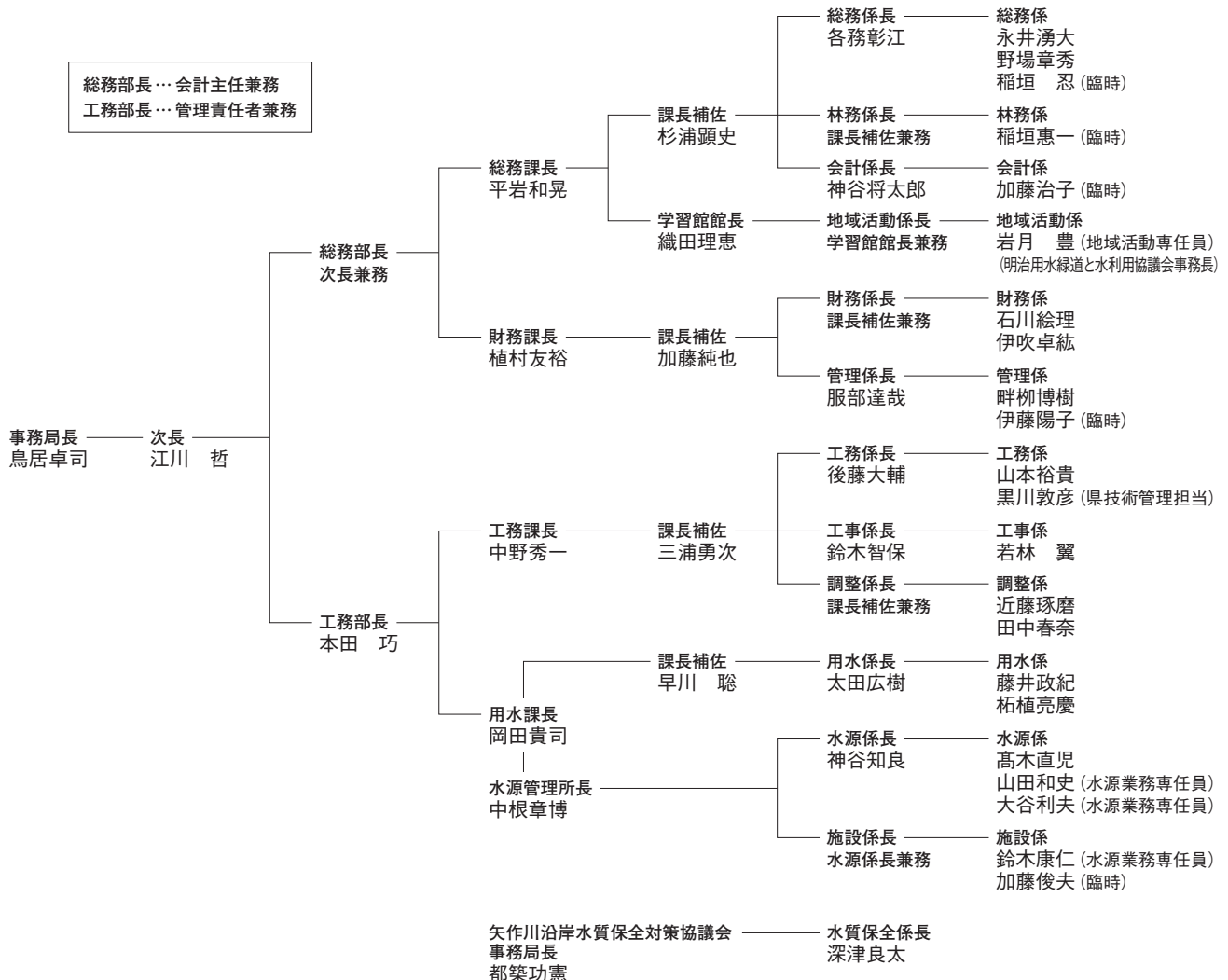


漏水事故

事務局組織について

総務部	
<総務課 総務係・林務係> ☎0566-76-6241	
業務内容	組織及び財政の基本計画 文章の取受及び発送、諸行事の調整に関すること 造林事業、根羽造林事務所の管理に関すること
お知らせ	配水総代・水路総代の交代が生じた際は、速やかに届出をしてください。
<総務課 会計係> ☎0566-76-4920	
業務内容	会計に関すること
<総務課 地域活動係> ☎0566-76-6560	
業務内容	水のかんきょう学習館に関すること 啓発及び緑水協に関すること
<財務課> ☎0566-76-4920	
業務内容	組合費に関すること、決済金に関すること } P5,7参照 農地転用や耕作者異動に関すること 施設の他目的使用、管理阻害物に関すること
お知らせ	管理阻害物対象物件（住宅などの排水）が公共下水道に接続した際は、速やかにご連絡ください。

工務部	
<工務課> ☎0566-76-4921	
業務内容	改良工事に関すること 水路の漏水事故などに関すること 他事業との協議に関すること 管理水路の境界立会に関すること
<用水課> ☎0566-76-4923 <水源管理所> ☎0565-28-0466	
業務内容	用排水の調整に関すること 川ざらえ、草刈り、地域用水に関すること
お知らせ	夏期通水 は4月1日から9月30日までです。 *取水量の変更は総代を通じて前日の16時までに連絡してください。 冬期通水 は10月1日から翌年3月31日までです。 *パイプライン地区のみ届出により使用可能。 代かき(乾田直播を含む。)による河川の水質汚濁が起きないように配慮して作業をお願いします。(川や海を汚さないようご協力をお願いします。)



ホームページ・Eメールについて

水土里ネット明治用水ではホームページを開設しています。トピックスを始めとし、通水状況、ダム貯水量などの最新データがご覧いただけます。(ダムデータは夏期通水期間のみ)

<http://www.midorinet-meiji.jp/> (「明治用水」で検索が可能です)

ホームページに併せEメールアドレスもございます。簡単なご意見、ご質問はEメールでどうぞ。
meijiyou sui@midorinet-meiji.jp (代表)